

第4回（仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会 議事録

- 日 時： 令和6年7月9日（火） 14時～15時35分
- 場 所： 仙台市青葉区役所7階第2会議室
- 出席委員： 桑原和也座長職務代理者、赤井由紀子委員、中鉢哲聡委員、
小野千賀子委員、高島大委員、高村裕子委員、長谷川栄委員
- 欠席委員： 田中智仁座長
- 事務局： 佐々木淳一市民局長、大村仁生活安全安心部長、高橋仁市民生活課長、
鈴木幸太郎市民生活係長、高橋和希市民生活係主査
- 議 題： 1 開会
2 パブリックコメントの実施結果について
3 条例骨子案及び支援メニュー骨子案について
4 犯罪被害者等支援施策に関する評価について
5 その他
6 閉会
- 配付資料： 資料1-1 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案に対する意見の概
要と本市の考え方について
資料1-2 （仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例骨子案
資料2-1 支援メニュー骨子案
資料2-2 犯罪及び被害者の区分に関する図
資料2-3 既存制度の活用について
資料3-1 犯罪被害者等支援施策に関する評価について
資料3-2 仙台市安全安心街づくり計画（第4期）抜粋
資料3-3 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み実績（令和4年度）抜粋
（令和5年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 資料）
追加資料 ご遺族サポート窓口利用申込書

議題1 開会

- 本日の進行について
事務局から、田中座長がケガのため本日の出席が難しい旨を報告した。（仮称）仙台市犯罪被害者等支援条例に関する懇話会設置要綱第5条第3項に基づき座長職務代理者である桑原委員が本日の議長を務めることとなった。
- 会議の公開について
本日の懇話会は、第1回懇話会で決定したとおり、原則公開とし、個人情報について話し合う等の必要がある場合には、その部分についてのみ非公開とすることとした。

議題2 パブリックコメントの実施結果について

- 事務局から、資料1-1及び1-2に基づき説明を行った。
資料1-1のNo.1の意見については、資料1-2条例骨子案11頁5（7）に記載して

いる。具体的な考え方については、議題4で説明する。

資料1-1のNo. 3及びNo. 6の意見については、資料1-2条例骨子案4頁【支援の基本的な理念】として記載しているところである。条例案においてもその考えを活かしていきたい。

資料1-1のNo. 8の意見については、資料1-2条例骨子案8頁(1)①に記載している。福祉部門等との連携については、議題3の中で説明する。

- 質疑・意見等
意見等なし。

議題3 条例骨子案及び支援メニュー骨子案について

事務局から資料2-1、2-2、2-3及び追加資料に基づき説明を行った。

パブリックコメントの実施結果について説明したとおり、条例骨子案については、これまでの懇話会での委員のご意見やパブリックコメントでいただいたご意見を反映できているものと考えている。

支援メニュー骨子案についてもパブリックコメントにおいて、犯罪被害者等支援として新たに支援メニューに加えるべきものがあるという意見はなかった。

本懇話会やパブリックコメントでいただいたご意見を基に条例案をまとめ、法規部門と調整の上、議会に提案していきたい。

犯罪被害者等支援においては、新たに制度を作るだけでなく、既存の制度を活用することも重要である。資料2-3及び追加資料で活用可能と考えられる主な制度をまとめた。

- 質疑・意見等

(高島委員) ご遺族サポート窓口では、資料2-3にあるような施策の申請書類の作成補助を行ってくれるのか。

(鈴木市民生活係長) ご遺族サポート窓口では、死亡届を出した段階でのサービスが対象となっている。その後の段階のサービスは、各窓口で行うものとなる。

(大村生活安全安心部長) こちらの申込書に記載いただければ、住所等共通のものを印字して予め作成することができるので、それぞれの窓口で何度も記載することがないようにすることができる。

(高島委員) 生活保護の申請もご遺族サポート窓口で可能か。

(鈴木市民生活係長) 資産や収入状況の聞き取り等があるので、ご遺族サポート窓口での申請は難しい。

(赤井委員) 具体の支援策のワンストップ化や連携の強化という点を強く求めてきた。事務局のイメージも評価できる。福祉との連携は非常に大事であるが、福祉制度は複雑なものが多い。市民生活課のワンストップ窓口でスムーズに手続きが進められるようにしてほしい。既存の制度を1つ1つ進めるにも時間がかかる。ワンストップ窓口では、犯罪被害者の気持ちを受け止めてもらいたい。単に制度を紹介するのではなく、犯罪被害者に寄り添った形で支援してほしいと考える。

(鈴木市民生活係長) スムーズな運用を心がけていきたい。犯罪被害者が直接ご遺族サポート窓口を訪れた際の対応については、検討を続けてまいりたい。

(桑原職務代理者) ご遺族サポート窓口は、一般のご遺族も来る窓口であると思うが、どのタイミングで犯罪被害者のご遺族だとわかるのか。

(鈴木市民生活係長) 警察からの情報が入らないと犯罪被害者のご遺族であることが市ではわからない。

- (桑原職務代理者) ご遺族サポート窓口を訪れた方が、実は犯罪被害者の遺族であるところ
で初めて言った場合に、同窓口で犯罪被害者等支援の手続きは対応できないとなっ
てしまうと支援としてよろしくない。同窓口に来る前に何かしら犯罪被害者の遺族であ
ると分かるようにした方がいいのではないかと。
- (鈴木市民生活係長) たとえば殺人事件の被害者のご遺族であり、様々な支援を求めている
という方であれば、県警察の犯罪被害者支援室から市民生活課に連絡があるため、突然
区役所の窓口を訪れる可能性は低いと考えている。
- (長谷川委員) 市に総合相談窓口を設置することであれば、そこが対応すればいいので
はないのか。
- (鈴木市民生活係長) ご指摘のとおり、ご相談があったものについては、市民生活課に設置
している総合相談窓口で対応することを想定している。当課では、現職の警察官が派遣
されているので、県警察との連携を行い、事務方の職員が区役所等と連携し、支援を行
いたいと考えている。
- (大村生活安全安心部長) 市民生活課の総合相談窓口で相談を受けて、区のご遺族サポート
窓口と一緒にいくという対応も考えられる。中には、自分自身で手続きを進めたいとい
う方もいると思うので、犯罪被害者又はそのご遺族であるという情報をいただければ、
適切にフォローを行いたいと考えている。
- (桑原職務代理者) 既存の制度の活用は大事であるが、不足している部分や使いづらい部分
があるので、犯罪被害者支援に特化した条例を制定する動きになっているので、今と同
じことをしていただいただけでは意味がない。関係部署との連携強化や広報の強化といった
既存の制度を受けやすくなるような仕組みも検討いただきたい。
- (鈴木市民生活係長) 条例制定と共に、犯罪被害者等支援施策として支援金の支給を開始し
たいと考えている。被害直後のなるべく早期に経済的支援を行うことを警察庁に要請
されている。既存の制度であると手続きが煩雑である等のため早急な支援が受けられ
ないということがあるので、既存制度にプラスして被害者の方の生活を支えられるよ
うに新たな支援策を作っていきたい。
- (高村委員) ご遺族のことを中心に説明をされているが、遺族以外には同様の窓口での支援
体制というものはあるのか。
- (鈴木市民生活係長) 近いもので当てはまる窓口はあると考えている。性犯罪の被害者の場
合には、女性支援や男女共同参画を担当する部署との連携があると考えている。重傷病
の被害者の場合にも関係する部署と連携していきたいと考えている。
- (高村委員) たくさんの窓口や制度があり、どこの窓口につながればいいのか見えづらいと
感じる。最初にどこの窓口を訪れても必要な支援につながる、十分な支援が受けられ
るようにできると安心できる。入口がわかりにくい点があるので、各窓口の密接な連携
があると良いと思う。
- (鈴木市民生活係長) 市、県、県警察、みやぎ被害者支援センターとの連携は重要であり、
国でも重要視している。国においても支援のコーディネーターの設置を求める動きが
ある。こうした動きを注視し、支援を行っていきたい。
- (大村生活安全安心部長) 被害者の方がどこに相談に訪れても同じ支援ができるように、関
係機関で情報共有や連携をしていきたい。
- (高村委員) 制度がたくさんあると、支援者側が、「聞かれなかったから（その制度につい
ては）説明しませんでした」ということがあるので、そういうことがないことが望まし
い。

(小野委員) 条例制定後、犯罪被害者等支援施策について周知が重要だと考える。庁内の各課に制度を知ってもらうことが望ましい。市民生活課の総合相談窓口が手続き面での支援を行うという認識でよいか。

(鈴木市民生活係長) 最初の窓口となるのは市民生活課であると考えている。また、庁内への周知という点では、条例制定を機にご遺族サポート窓口や関係する部署の職員を対象に研修を実施すること等を考えている。

(赤井委員) 総合相談窓口において、単に制度や窓口を紹介するだけでなく、福祉の専門職を置く等して、あらゆる知識を持って支援の中心となれる職員を育てていき、被害者が安心して相談できる体制をつくってほしい。

(鈴木市民生活係長) 内部でも福祉に精通している職員の存在は重要であると考えており、そのような職員の配置を希望しているところである。また、そうした人材を育成していくことも重要であると考えている。

議題4 犯罪被害者等支援施策に関する評価について

事務局から資料3-1、3-2及び3-3に基づき説明を行った。

犯罪被害者等支援施策については、個別の計画を作成せず、「仙台市安全安心街づくり基本計画」の事業として掲載し、本市の審議会である「仙台市安全安心街づくり推進会議」で審議いただくことを検討している。

○ 質疑・意見等

(赤井委員) 評価の仕方については理解した。審議会では、犯罪被害者等支援についてどのような意見が出ていたのか。

(鈴木市民生活係長) 審議会で、犯罪被害者等支援に話題になったことはあまりないのが現状である。条例制定を機に報告事項についても審議いただくことになると考えている。支援金や支援メニューの提供件数等の報告を想定している。

(大村生活安全安心部長) 現在の審議会では犯罪被害者等支援の施策について突っ込んだ議論がされたことはない。今後、報告事項が増えていけば、委員の皆様からご質問ご意見をいただくことが当然予想される。また、審議会の委員には、被害者支援センターや県警察の方にも入っていただいているので、そうした視点のご意見をいただけると考えている。

(高村委員) 「被害」というものをその視点だけに留まらず、仙台がより住みよい街になるようにということで仙台市安全安心街づくり基本計画に包含することは興味深い。一方で、たくさんの項目がある中で、犯罪被害者等支援が埋没してしまわないか心配である。1つの条例で1つの計画が作られるのがスタンダードではないかと思っていたが、そのようなことはないのか。

(鈴木市民生活係長) 警察庁が求めていることは、各地方自治体が、犯罪被害者等支援に係る特化条例を作ることであり、犯罪被害者等支援に係る基本計画があるとなお良いということである。各地方自治体において計画が多数作られてきたが、近年その点について疑問が呈されるようになった。「計画策定等における地方分権改革の推進について」

(令和5年3月31日閣議決定)において、(法律等により)計画を策定する場面においては、新規で策定するだけでなく、既存の計画との統廃合を検討することが示された。事務局としては、「仙台市安全安心街づくり基本計画」の中に、犯罪被害者等支援が既に組み込まれているので、新たな計画は策定しないことと考えている。1つの条例で1

つの計画がスタンダードというわけではないと認識している。

(大村生活安全安心部長) 新法が制定された際にそれに合わせた条例を作ることがあるが、それであると計画や審議会が増えることがあっても減らなくなってしまう。親和性のあるものは統合することが市として増えている傾向である。国においても数多く計画があることが地方の負担となっていることが理解された形である。犯罪被害者等支援施策は、安全安心の中の1つであると考えているので、この枠組みの中で考えていきたい。

(高村委員) 条例制定を機に、仙台市としてこの点は優れている点だというような委員の目に留まるような報告をしてもらえると良いと思う。

(大村生活安全安心部長) 計画改定の際には、犯罪被害者等支援施策について重点項目として目立たせることも考えられる。

(高島委員) 条例の中に、仙台市安全安心街づくり基本計画を犯罪被害者等支援施策の計画とみなす、といった文言を入れる予定はあるか。

(鈴木市民生活係長) 条例の中に犯罪被害者等支援に係る基本計画について規定する予定はない。

(高島委員) 明文規定はないが、事実上、仙台市安全安心街づくり基本計画で評価していくことと理解した。条例の施行はいつ頃を予定しているのか。

(大村生活安全安心部長) 議会でのご議論にもよるものなので、今はっきりとしたことは申し上げられない。

(高村委員) 条例の中で基本計画について触れないことによって何か支障はないのか。

(鈴木市民生活係長) 事務局としては、支障はないと考えている。先行都市でも個別の計画を策定していないところもあるので、個別の計画を策定しないことで問題があるとは考えていない。

(小野委員) 審議会のメンバーには犯罪被害にあった当事者は入っているのか。

(鈴木市民生活係長) 入っていない。当事者は入っていないが、みやぎ被害者支援センターの事務局長に参加いただいている。

(小野委員) 当事者の声というのはとても大事だと思うので、委員に加わっていただけるといいと思う。

(桑原職務代理者) 被害者等支援に特化した評価機関が必要だと考える。(仙台市安全安心街づくり基本計画に包含すると) 埋没の危険があり、一度重点項目として設定されてもいざれ外れてしまうことも考えられる。人選についても弁護士であれば皆が犯罪被害者等支援に詳しいわけではない。被害者等支援に詳しい弁護士が委員として入っていなければ、弁護士の立場として意見を言うことは難しいと思う。たくさんの分野が入っている審議会であるので、限界があるのではないか。条例の制定の段階ではこのように有識者を集めた懇話会を開催したのに、評価を有識者ではない委員がいる場で行うというのは勿体ない。犯罪被害者等支援に特化した評価機関があるべきだという考えである。それが難しいのであれば、人選の工夫を考えるべきである。審議会とは別に、犯罪被害者等支援施策について話し合う場を設けるといったことが必要であると考え。適正に評価ができる仕組みづくりを工夫してほしい。

(大村生活安全安心部長) 仙台市安全安心街づくり推進会議の中で評価するということがベースにはあるが、推進会議にオブザーバーを呼ぶことができる。そこで当事者の方をお呼びするということが可能である。また、計画改定の際には、パブリックコメントを実施しており、安全安心に関わる関係団体へ幅広くヒアリングを実施している。被害者

等支援施策についてもヒアリングを実施するということもあり得る。条例制定後、施策を実施しながら検討を進めていきたい。

(桑原職務代理者) 適正な評価ができる方から評価してもらえる仕組みづくりをお願いしたいと考えている。

議題5 その他

(桑原職務代理者) 本懇話会では、主に犯罪被害者等支援条例骨子案と支援メニュー骨子案について議論してきたが、一定の方向性を見出すことができたのではないかと考える。今回が最後の開催と聞いているので、最後に各委員から一言ずつご発言をお願いしたい。

(赤井委員) 条例が可決し、できるだけ早く施行してほしい。ワンストップでの対応と関係機関との連携を大事にしてほしい。犯罪被害者等支援を仙台市安全安心街づくり基本計画の中の重点項目にしていただき、埋没することのないような形で被害者の支援に取り組んでほしい。

(中鉢委員) 仙台市の支援メニュー骨子案の内容は充実していると思う。今後犯罪被害者等支援が手厚くなるのではないかと期待する。警察の立場としては、様々な支援につないでいくことが役割と考えている。被害者のニーズを把握して関係機関に繋いでいきたい。仙台市だけでなく、みやぎ被害者支援センターや宮城県との連携が課題であるので、引き続き連携のあり方について協議していきたい。

(小野委員) 条例施行後、必要な方に支援が行き届くことを願っている。被害者にとって条例ができることが一つの回復になると思う。被害者支援には地域性があると思う。その中で、学生支援や性犯罪の被害に対する手厚い支援が盛り込まれたことは良かった点であると思う。みやぎ被害者支援センターという1つの団体だけでは、支援にも限界があるので、関係機関と引き続き協力していきたい。

(高島委員) 宮城県でも犯罪被害者等支援に係る計画を策定している。犯罪被害者等支援に係る計画で難しい点として、県や市町村の施策だけだと計画が作れないという点がある。司法機関や弁護士会といった関係機関の施策も盛り込んで一つの計画が完成する。宮城県の計画の中には仙台市の施策も盛りこんでいるので、その点はご紹介させていただく。

(高村委員) 途切れなく最後まで支援を行うことは簡単なことではない。機関や部署や組織の垣根を越えた研修会を開催すること等の取り組みも検討してほしい。皆が考えていけば仙台がより住みやすい街になるのではないか。また、支援する側の育成や燃えつきの防止も重要な観点である。支援者支援という言葉もあるが、支援者へのメンタルヘルスも考えていくことも今後の検討課題であると考えている。

(長谷川委員) 他都市の条例や支援メニューを比較しながら良い案を示してもらえたと思う。パブコメの意見に関して1つ質問がある。No. 4について。事件を目撃してPTSDの症状が出た人は、支援対象となり得るのか気になった。

(大村生活安全安心部長) 被害者本人でなく、家族でもないとなると、犯罪被害者等支援に特化した施策の支援対象とすることは難しいと考える。ただし、既存の制度の活用をご案内していくことは可能であると考えている。

(長谷川委員) 犯罪被害者の遺族という立場で参加でしたが、仙台市で設ける総合相談窓口は実務としてはかなり大変であると思う。職員の研修を実施し、スムーズな支援をお願いしたい。他都市に負けないぐらい良い内容となったのではないかと思います。

(桑原職務代理者) 仙台弁護士会として、宮城県内の各自治体で犯罪被害者等支援の特化条例を作る活動をしてきた。宮城県内の大トリとなった仙台市の懇話会で自身の意見を言えたことは貴重な経験となった。骨子案は良いものになったと思う。長谷川委員も仰っていたが、他都市に負けないものになると思う。先ほども申し上げたが、評価が大事になってくると思う。足りないものもあると思う。以前に申し上げたが、損害賠償援助の支援がその例である。施策を評価してブラッシュアップできる仕組みが必要だと考えている。

議題6 閉会

閉会にあたり、佐々木市民局長が挨拶をした。これまでの懇話会でのご議論を活かしながら条例案と支援メニュー案を整理する。支援をできる限り早く実施する観点から、本年9月の第3回定例会に条例案を提案し、速やかに施行できるよう準備を進めると述べた。